|  |
| --- |
| ５ |
| 授業を通して学んだこと、考えたこと等感想を書かせる。 |
| 特に、差別がなぜなくならないのか、どうすればなくなるのか、自分の考え |
| を書かせる。 |
|  |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| ４  動画の登場人物のように、交際相手が同和地区出身であることを理由に、家族に結婚を反対された場合、自分ならどうするべきか考えを書かせる。  （例）　・家族の反対を押し切って、結婚する。  ・家族を説得して、結婚できるように努力する。 |
| 日本国憲法第１４条、２４条第１項を読み、部落差別は明確に憲法に反しているとともに、婚姻は両性の合意にのみ基くものであり、家族の賛成や反対は婚姻が成立することとは関係ないことを確認。  　日本国憲法第１４条  「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」  　日本国憲法第24条第１項  「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」 |

２

同和問題（部落差別）について、これまで学習してきたことを書かせる。

※中学校の社会科を思い出させてもよい。

（例）

・差別されてきた人々　　　・えた身分　　・ひにん身分

・河原者　　　・解放令　　・全国水平社

・部落差別解消推進法

※これまで学習したことがある内容が本学習と関連があることに気づかせ、関心を高めたい。

※「えた」や「ひにん」という言葉について、これらは人を蔑み、差別するために使用されてきた言葉であり、人に対して使ってはならない「差別用語」であることを理解させる。

（ねらい）同和問題（部落差別）に係る結婚差別等について知るとともに、結婚を反対された時にどうするかを考えることを通して、同和問題（部落差別）を自分事として考え、差別解消に向けた意欲・態度を養う。

１

結婚するとすればとの仮定でもよいし、もしくは交際するときに

相手(パートナー)に求めるもの(条件)について１～３位の順位付けを

個人単位でさせる。

(生徒の実態に合わせてペアや少数のグループで交流させてもよい。)

３

同和問題（部落差別）についての説明を聞き、感じたことや、大切だと思ったこと等を書かせる。

（　）年（　）組　名前

人権学習ワークシート